【交付書面】

socionext

第11回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前９時）

開催場所

新横浜プリンスホテル
４階「若菜」
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目４番地

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

株式会社ソシオネクスト

証券コード：6526

基　本　理　念

ソシオネクストグループは、新しいサービス・製品の差別化のために独自の先端ＳｏＣを開発しようとするお客様のパートナーとして、また、進化する半導体エコシステムにおいてファウンドリー・ＯＳＡＴをはじめＩＰ・ＥＤＡツール・ソフトウエアに至るまで最新の技術を提供するサプライヤーのパートナーとして、お客様、さらにはその先にいる世界中の人々に新しい価値を提供し、豊かな社会の実現に貢献していきたいと考えています。

Ｍｉｓｓｉｏｎ（企業としての使命）

・Together with our global partners, we bring innovation to everyone everywhere.

Ｖａｌｕｅｓ（重視する価値観）

・Ｃｈａｎｇｅ
非連続な変化への適応。ビジネス・技術・マインド・オペレーション等環境の変化に合わせ我々自身も変化していく。

・Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ
最先端技術の追求により、世界のイノベーションを支える開発競争力を持つ会社を目指す。

・Ｇｒｏｗｔｈ
私たちの成長が株主・お客様・パートナー・社員等のあらゆるステークホルダーへの貢献に繋がる。

・Ｓｐｅｅｄ
ダイナミックかつ急激に変化する市場・お客様への迅速な対応。

・Ｓｕｓｔａｉｎａｂｉｌｉｔｙ
お客様・パートナー・社会との共生により持続可能な未来を創る。

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社グループにおいては、2018年以降、ビジネスモデルの転換や成長分野／先端分野へのシフトなど大胆な変革を進めてまいりました。さらに、競争力のある開発体制の構築やグローバル企業に相応しい組織風土を目指す「第二の変革」を進めており、その結果、成長分野での商談獲得金額も3,000億円程度の規模に拡大し、確実に売上拡大に繋がってきています。

研究開発につきましては、グローバルな半導体エコシステムの企業と連携した2nm以細のプロセステクノロジーを使用したチップレットの先行開発や、3nm、5nmといった先端プロセスを使用したハイパフォーマンス・コンピューティング、自動運転向けなどのＳｏＣの開発も順調に進んでおります。

第11期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）の業績につきましては、NRE売上は増加したものの、特需の終了や中国需要の減少を背景に製品売上が減少し、前期に比べて減収減益と厳しい結果となりました。

期末配当金につきましては、１株当たり25円とし、2025年６月５日を支払開始日とすることといたしました。これにより、中間配当金（１株当たり25円）と合わせた年間配当金は、前期に対し２円の増配となる１株当たり50円となりました。

今後も、グローバルな開発基盤の強化、生産・調達体制の構築に加え、半導体エコシステムを形成するグローバル企業との関係強化をさらに進め、将来の持続的な成長を実現するためにさらなる変革を進めてまいります。

引き続き、一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2025年６月

代表取締役会長兼社長兼CEO

肥塚雅博

証券コード　6526
2025年６月４日
(電子提供措置の開始日　2025年５月28日)

株　主　各　位

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番23
株式会社ソシオネクスト
代表取締役会長兼社長兼CEO　肥　塚　雅　博

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第11回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。
【当社ウェブサイト】
　https://www.socionext.com/jp/ir/meeting/

　また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ソシオネクスト」または「コード」に当社証券コード「6526」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。
【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2025年６月25日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2025年６月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2．場　　所　神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目４番地
　　新横浜プリンスホテル ４階「若菜」
3．目的事項
　報告事項　1．第11期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
　　2．会計監査人および監査等委員会の第11期連結計算書類監査結果報告の件
　決議事項
　　第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
　　第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
　　第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件
　　第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件
　　第６号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以　上

●書面交付請求をされていない株主様には、招集ご通知のほか、株主総会参考書類および議決権行使書用紙のみをお送りいたしますので、電子提供措置事項のうち、その他の事項については、上記のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認ください。

●書面交付請求をされた株主様には、法令および当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、以下の事項が掲載されていない書面をお送りいたしますので、掲載されていない事項については、上記のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認ください。

①事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査報告の作成に際して監査等委員会が監査した事業報告には、上記事業報告の各事項が含まれております。また、会計監査報告および監査報告の作成に際して会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類には、上記連結計算書類および計算書類の各事項が含まれております。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

●本株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時 **2025年６月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前９時）**

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2025年６月25日（水曜日）午後５時30分到着分まで**

インターネット等で議決権を行使される場合

次頁に記載のインターネット等による議決権行使のご案内をご確認のうえ、議決権をご行使ください。

行使期限 **2025年６月25日（水曜日）午後５時30分入力完了分まで**

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

※ 議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

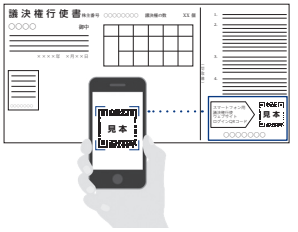

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

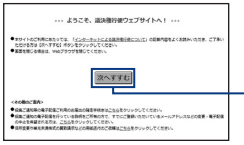

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

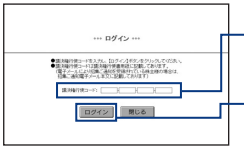

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

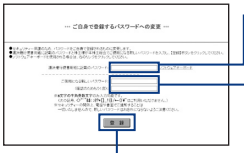

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031**（受付時間９:00～21:00）

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、特に記載のない限り、本議案において同じ。）全員（７名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、１名減員し、社外取締役３名を含む取締役６名の選任をお願いするものであります。本議案および第２号議案をご承認いただいた場合、本定時株主総会終結後の取締役会は独立社外取締役が過半数を占める構成となり、取締役会の監督機能が一層強化されます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経て決定しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされた結果、相当である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	性別	氏名	現在の当社における地位	取締役在任年数	取締役会出席状況
1	男	肥塚 雅博（こえづか まさひろ） 再任	代表取締役会長 兼社長兼CEO	10年９カ月	13回/13回 (100%)
2	男	吉田 久人（よしだ ひさと） 再任	取締役兼COO	２年	13回/13回 (100%)
3	男	米山 優（よねやま ゆたか） 再任	取締役兼EVP CFO	３年３カ月	13回/13回 (100%)
4	男	鈴木 正俊（すずき まさとし） 再任 社外 独立	取締役	４年	13回/13回 (100%)
5	女	笠野 さち子（かさの さちこ） 再任 社外 独立	取締役	３年３カ月	13回/13回 (100%)
6	男	西畑 一宏（にしはた かずひろ） 新任 社外 独立	顧問	－	－

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東証の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号 1

こえ づか まさ ひろ
肥 塚 雅 博

（1951年12月14日生）

所有する当社の株式数　122,099株

再任

■略歴、当社における地位および担当

1974年４月	通商産業省（現　経済産業省）　入省
2010年６月	富士通（株）　取締役執行役員専務
2013年５月	同社　取締役執行役員副会長
2014年９月	当社（準備会社）　代表取締役
2015年２月	当社　取締役
2016年４月	（株）富士通総研　代表取締役会長
2018年４月	当社　代表取締役会長兼CEO
2022年３月	当社　代表取締役会長兼社長兼CEO（現任）

■取締役候補者とした理由

当社設立以来、取締役を務め、半導体ビジネスに精通しており、現在も代表取締役会長兼社長兼CEOとして当社の業績拡大と企業価値の向上に貢献しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

よし だ ひさ と
吉 田 久 人

（1963年11月３日生）

所有する当社の株式数　20,962株

再任

■略歴、当社における地位および担当

1988年４月	松下電器産業（株）（現　パナソニックホールディングス（株））　入社
2010年４月	パナソニック（株）（現　パナソニックホールディングス（株））　システムLSI事業部　第一事業ディビジョン　第四開発グループ　グループマネージャー
2015年３月	当社　第一事業本部　IoTシステム事業部　開発四部　部長
2021年１月	当社　グローバル開発本部　副本部長兼ＳＮＤＰ推進本部　副本部長
2022年４月	当社　執行役員常務　グローバル開発本部長
2023年６月	当社　取締役執行役員常務　グローバル開発本部長
2024年４月	当社　取締役執行役員副社長　開発担当
2025年４月	当社　取締役兼COO兼グローバルリーディンググループ(GLG)共同リード（現任）

■取締役候補者とした理由

長年にわたり半導体ビジネスにおける開発に従事し、現在もCOO兼グローバルリーディンググループ(GLG)共同リードとして設計・開発全般を統括し、業績拡大と企業価値の向上に貢献しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

よね　やま　ゆたか
米　山　優

（1962年６月20日生）

所有する当社の株式数　20,962株

再任

■略歴、当社における地位および担当

1985年４月	松下電器産業（株）（現　パナソニックホールディングス（株））　入社
2013年４月	パナソニック（株）（現　パナソニックホールディングス（株））　システムLSI事業部　経理グループマネージャー
2015年３月	当社　財務経理統括部長代理
2020年７月	当社　財務経理統括部門長兼総務人事統括部門長
2022年３月	当社　取締役　財務経理統括部門長兼総務人事統括部門長兼知財法務統括部門長
2022年４月	当社　取締役執行役員常務　管理部門担当
2024年４月	当社　取締役執行役員副社長兼CFO　財務・管理担当
2024年10月	当社　取締役執行役員副社長兼CFO管理担当
2025年４月	当社　取締役兼EVP CFO（現任）

■取締役候補者とした理由

長年にわたり半導体ビジネスに従事し、また財務・経理業務における豊富な経験・見識を有しております。現在もEVP（Executive Vice President）CFOとして幅広い役割を果たし、業績拡大と企業価値の向上に貢献しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

すず　き　まさ　とし
鈴　木　正　俊

（1951年10月30日生）

所有する当社の株式数　－

再任　社外　独立

■略歴、当社における地位および担当

1975年４月	日本電信電話公社（現　日本電信電話（株））　入社
2008年６月	（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現（株）NTTドコモ）　代表取締役副社長
2012年６月	（株）ミライト・ホールディングス（現（株）ミライト・ワン）　代表取締役副社長
2012年10月	同社　代表取締役社長
2020年６月	同社　取締役相談役
2021年６月	当社　社外取締役
2022年３月	当社　指名・報酬委員会委員長(現任)
2022年10月	当社　筆頭独立社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上場企業の代表取締役等を歴任したことによる豊富な経営経験を活かし、筆頭独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。このため、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。当社は同氏に対し、豊富な経営経験に基づく経営全般への提言等を通じて、経営監督機能の強化および企業価値の向上に寄与していただくことを期待しております。

候補者番号 5

かさ　の　さちこ

笠　野　さち子

（1977年４月14日生）

所有する当社の株式数　－

再任　社外　独立

■略歴、当社における地位および担当

2001年10月　弁護士登録　三宅坂総合法律事務所　入所
2016年１月　霞門綜合法律事務所（現　潮見坂綜合法律事務所）開設　弁護士（現任）
2021年６月　当社　社外監査役
2022年３月　当社　社外取締役（監査等委員長）
2022年10月　当社　独立社外取締役（監査等委員長）
2023年６月　当社　独立社外取締役（現任）
2023年６月　（株）レスターホールディングス（現（株）レスター）　社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年11月　（株）プラップジャパン　社外監査役（現任）

■重要な兼職の状況

潮見坂綜合法律事務所　弁護士
（株）レスター　社外取締役（監査等委員）
（株）プラップジャパン　社外監査役

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。当社は同氏に対し、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営監督機能の強化および企業価値の向上に寄与していただくことを期待しております。

候補者番号 6

にし　はた　かず　ひろ

西　畑　一　宏

（1957年３月16日生）

所有する当社の株式数　－

新任　社外　独立

■略歴、当社における地位および担当

1981年４月　日本電信電話公社（現　日本電信電話（株））　入社
2006年６月　NTT EUROPE LTD.　代表取締役社長
2009年６月　（株）エヌ・ティ・ティ・データ　執行役員　国際事業本部長
2015年６月　同社　取締役常務執行役員
2017年６月　同社　代表取締役副社長執行役員
2018年６月　同社　顧問
2020年６月　同社　代表取締役副社長執行役員
2022年10月　（株）NTT DATA, Inc.　代表取締役社長
2024年９月　当社　顧問（現任）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上場企業の代表取締役および海外の事業会社の社長を歴任する等のグローバルな事業経営の経験とITサービス関連の豊富な技術的知見を有しております。このため、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。当社は同氏に対し、豊富な経営経験に基づく経営全般への提言等を通じて、経営監督機能の強化および企業価値の向上に寄与していただくことを期待しております。

（注） 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 鈴木正俊、笠野さち子および西畑一宏の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鈴木正俊および笠野さち子の両氏は、現在、社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって鈴木正俊氏は４年、笠野さち子氏は３年３ヵ月であります。
4. 当社は、鈴木正俊および笠野さち子の両氏との間で会社法第427条第１項および定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏が取締役に選任され就任した場合、当該契約を継続する予定であります。また、西畑一宏氏が取締役に選任され就任した場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、肥塚雅博、吉田久人、米山優、鈴木正俊および笠野さち子の各氏との間で取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第430条の２第１項第１号の費用と同項第２号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする旨の補償契約を締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、西畑一宏氏が取締役に選任され就任した場合、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。
7. 鈴木正俊氏が取締役を務めていた株式会社ミライト（現 株式会社ミライト・ワン）は、2021年７月７日に総務省関東総合通信局から同社に対して、過去に実施した無線局設備の点検業務について電波法に違反する行為があったとして、登録検査等事業の業務停止命令および業務改善命令に関する行政処分の通知を受けております。同氏は、上記事実が同社に判明するまで当該事実を認識していなかったとのことですが、同社の取締役在任時に、日頃から法令遵守についての提言を行うほか、当該事実の判明後も同社取締役会において事態の再発防止の措置を求める等、その職責を適切に遂行していたものと考えております。
8. 当社は、鈴木正俊および笠野さち子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が取締役に選任され就任した場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、西畑一宏氏が取締役に選任され就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
9. 各候補者の「所有する当社の株式数」については、2025年３月31日現在の所有株式数を記載しております。
10. 笠野さち子氏の戸籍上の氏名は、栁井さち子氏であります。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	性別	氏名	現在の当社における地位	取締役在任年数	取締役会出席状況
1	男	市川 育義（いちかわ やすよし） 再任 社外 独立	取締役（監査等委員）	３年３カ月	13回/13回（100%）
2	男	池本 守正（いけもと もりまさ） 再任 社外 独立	取締役（常勤監査等委員）	２年	13回/13回（100%）
3	女	米田 紀子（よねだ のりこ） 再任 社外 独立	取締役（監査等委員）	２年	13回/13回（100%）

再任 再任取締役候補者　　社外 社外取締役候補者　　独立 東証の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号 1

市川 育義（いちかわ やすよし）　（1961年７月16日生）

所有する当社の株式数　－

再任　社外　独立

■略歴、当社における地位および担当

1985年10月	等松青木監査法人（現　有限責任監査法人トーマツ）　入所
2018年８月	有限責任監査法人トーマツ　執行役（品質管理担当）
2020年12月	市川育義公認会計士事務所　設立　公認会計士（現任）
2022年３月	当社　社外取締役（監査等委員）
2022年10月	当社　独立社外取締役（監査等委員）
2023年６月	当社　独立社外取締役（監査等委員長）（現任）
2023年６月	大日本印刷（株）　社外監査役（現任）

■重要な兼職の状況

市川育義公認会計士事務所　公認会計士

大日本印刷（株）　社外監査役

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士としての豊富な経験と財務会計に関する高い見識に基づき、監査等委員会の委員長として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。当社は同氏に対し、公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営監督機能の強化および企業価値の向上に寄与していただくことを期待しております。

候補者番号 2

いけ　もと　もり　まさ
池　本　守　正

（1954年１月４日生）

所有する当社の株式数　－

再任　社外　独立

■略歴、当社における地位および担当

1979年４月　富士通（株）　入社
2012年６月　同社　経営監査室長
2014年６月　富士通コンポーネント（株）（現　FCLコンポーネント（株））　常勤監査役
2016年６月　同社　取締役（監査等委員）
2018年６月　当社　社外取締役
2022年７月　当社　顧問
2023年６月　当社　社外取締役（常勤監査等委員）
2024年４月　当社　独立社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上場会社において監査等委員である取締役および常勤監査役を歴任しており、財務・会計、内部統制および監査に関する相当程度の知見を有しており、常勤の監査等委員として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。そのため、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、選任された場合には、常勤の監査等委員としての職責を担っていただく予定です。当社は同氏に対し、豊富な知見に基づく経営全般への提言等を通じて、経営監督機能の強化および企業価値の向上に寄与していただくことを期待しております。

候補者番号 3

よね　だ　のり　こ
米　田　紀　子

（1975年６月30日生）

所有する当社の株式数　－

再任　社外　独立

■略歴、当社における地位および担当

2001年10月　弁護士登録　辰野・尾崎・藤井法律事務所　入所
2014年10月　TMI総合法律事務所　入所
2020年７月　神戸グレース法律事務所　開設　代表弁護士（現任）
2023年３月　恵和（株）　社外取締役（現任）
2023年６月　当社　独立社外取締役（監査等委員）（現任）

■重要な兼職の状況

神戸グレース法律事務所　代表弁護士
恵和（株）　社外取締役

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識があり、監査等委員として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。当社は同氏に対し、弁護士としての豊富な経験と見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営監督機能の強化および企業価値の向上に寄与していただくことを期待しております。

（注） 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 市川育義、池本守正および米田紀子の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 市川育義、池本守正および米田紀子の各氏は、現在、社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって市川育義氏は３年３ヵ月、池本守正および米田紀子の両氏は２年であります。また、池本守正氏は2018年６月から2022年７月までの４年１ヵ月は社外取締役でありました。
4. 当社は、市川育義、池本守正および米田紀子の各氏との間で会社法第427条第１項および定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、市川育義、池本守正および米田紀子の各氏との間で監査等委員である取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第430条の２第１項第１号の費用と同項第２号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする旨の補償契約を締結しております。各氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。
7. 当社は、市川育義、池本守正および米田紀子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
8. 各候補者の「所有する当社の株式数」については、2025年３月31日現在の所有株式数を記載しております。
9. 米田紀子氏の戸籍上の氏名は、大島紀子氏であります。

［ご参考］取締役会の構成および取締役のスキルマトリクス（本株主総会終了後）

第１号議案および第２号議案が原案どおり承認可決された場合、本株主総会終了後の取締役会の構成および取締役のスキルマトリクスは下表のとおりとなります。

氏名	性別	社外	独立	監査等委員	①上場企業の経営経験	②グローバル企業経営	③半導体ビジネス	④国際(海外経験)	⑤財務・会計	⑥法務・コンプライアンス
肥塚　雅博	男				○		○	○		
吉田　久人	男						○			
米山　優	男						○	○	○	○
鈴木　正俊	男	○	○		○			○		○
笠野 さち子	女	○	○							○
西畑　一宏	男	○	○		○	○		○		
市川　育義	男	○	○	○					○	
池本　守正	男	○	○	○					○	
米田　紀子	女	○	○	○						○

［ご参考］社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役又はその候補者が、次の１から９のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有しているものと判断する。
ただし、次の１から９のいずれかに該当する者であっても、当社が十分に独立性を有すると考える者については、その理由を公表することを条件として、当社の独立社外取締役とすることができる。

1. 当社グループ（注1）を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者（注3）
2. 当社グループの主要な取引先（注4）、主要な借入先（注5）、又はそれらの業務執行者
3. 当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を得ている（注6）外部専門家、又は当該外部専門家が法人等の団体である場合の当該団体に所属する者
4. 当社の会計監査人の社員又は使用人
5. 当社グループから多額の寄付を得ている（注7）者、又は当該寄付を得ている者が法人等の団体である場合の当該団体に所属する者
6. 当社グループから取締役等の役員を受け入れている法人等の団体の業務執行者
7. 過去３年間において上記１から６のいずれかに該当していた者
8. 当社の主要株主（注8）又はその業務執行者
9. 次のいずれかの者の近親者（注9）
   （1）上記１から８に掲げる者
   （2）当社グループの業務執行者
   （3）過去３年間において当社グループの業務執行者であった者

（注1）当社グループとは、当社および当社の子会社をいう。
（注2）当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の２％以上が当社グループへの売上である者をいう。
（注3）業務執行者とは、会社法施行規則第２条第３項第６号に定める者をいう。
（注4）主要な取引先とは、当社グループの取引先のうち、当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の２％以上が当該取引先への売上である者をいう。
（注5）主要な借入先とは、当社の直近の事業報告に記載された主要な借入先をいう。
（注6）多額の報酬を得ているとは、個人に関しては当社グループの直近事業年度において年間1,000万円以上の報酬を得ていること、法人等の団体に関しては当該団体の直近事業年度における年間連結総売上高の２％以上の報酬を得ていることをいう。
（注7）多額の寄付を得ているとは、当社グループの直近事業年度において年間1,000万円以上の寄付を得ていることをいう。
（注8）主要株主とは、議決権を10％以上保有する者をいう。
（注9）近親者とは、配偶者、２親等内の親族又は同居の親族をいう。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

この補欠の監査等委員である取締役の選任が効力を有する期間は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までであります が、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

あ　なん　　ごう
阿　南　　剛

（1977年３月20日生）

所有する当社の株式数　　－

社外
独立

■略歴

2001年10月	弁護士登録　森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）　入所
2007年４月	末吉綜合法律事務所（現　潮見坂綜合法律事務所）開設　弁護士（現任）
2021年５月	（株）INFORICH　社外監査役（現任）
2022年６月	（株）エージーピー　社外取締役（現任）

■重要な兼職の状況

潮見坂綜合法律事務所　弁護士
（株）INFORICH　社外監査役
（株）エージーピー　社外取締役

■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する高い見識があります。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

当社は同氏に対し、弁護士としての豊富な経験と見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営監督機能の強化および企業価値の向上に寄与していただくことを期待しております。

(注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 阿南剛氏は補欠の社外取締役候補者であります。

3. 当社は、阿南剛氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第１項および定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、阿南剛氏が監査等委員である取締役に就任した場合、監査等委員である取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第430条の２第１項第１号の費用と同項第２号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする旨の補償契約を締結する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

6. 当社は、阿南剛氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

7. 候補者の「所有する当社の株式数」については、2025年３月31日現在の所有株式数を記載しております。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額について、2022年７月27日の臨時株主総会のみなし決議において、年額550百万円以内（うち社外取締役45百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。

当社グループが事業成長と事業変革を通じてグローバル企業として更なる発展を目指すとともに、市場の報酬水準に近づけて内外の人材を確保するために、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額800百万円以内（うち社外取締役100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）に改定したいと存じます。

なお、当社は、2025年５月19日開催の取締役会において、本議案および第６号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、新たな取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、その概要は24頁～29頁に掲載のとおりです。

本議案は、当該変更後の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等に沿って決定されており、また、今後における当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、昨今の経済情勢等諸般の事情などを総合的に勘案し、相当であると判断しております。なお、本議案については、過半数を独立社外取締役で構成する当社の指名・報酬委員会における審議・答申を経て決定しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされた結果、相当である旨の意見を得ております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、７名（うち社外取締役２名）ですが、第１号議案についてご承認いただきますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は６名（うち社外取締役３名）となります。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額については、2022年７月27日の臨時株主総会のみなし決議において、年額200百万円以内（うち社外取締役80百万円以内）と決議されております。

グローバルに展開する当社グループの事業拡大に伴い、監査等委員である取締役による監査業務の内容および範囲が従来よりも拡大し、業務執行に対する監査の重要性が増していることから、それに相応しい報酬水準とするため、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額300百万円以内に改定したいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、今後のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るための最適な人員構成等を合理的に勘案して決定しており、相当であると判断しております。なお、本議案については、過半数を独立社外取締役で構成する当社の指名・報酬委員会における審議・答申を経て決定しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされた結果、相当である旨の意見を得ております。

なお、現在の監査等委員である取締役の員数は、３名ですが、第２号議案についてご承認いただきますと、監査等委員である取締役の員数は引き続き３名となります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

当社は2022年７月27日の臨時株主総会のみなし決議において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象とする業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「現行制度」という。）の導入、および現行制度における株式報酬の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額170百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることについて、ご承認をいただき、今日に至っております。

第４号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の総額は年額800百万円以内（うち社外取締役100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）となりますが、本議案は、当社グループの事業成長と事業変革の更なる進展、そして企業価値を意識した経営活動への取り組みがより促進されることを期待し、また市場の株式報酬水準に近づけて内外の人材を確保するために、これとは別枠で、現行制度に代えて、新たに取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および所定の要件を満たす執行役員（以下、併せて「取締役等」という。）を対象とする株式交付信託に基づく株式報酬制度「役員報酬BIP信託」（以下、「本制度」という。）を導入することについて、株主の皆さまにご承認をお願いするものであります。なお、業績連動型株式報酬制度に関する基本的な考え方については、現行制度における考え方から変更ありません。

また、本議案を原案どおりご承認いただくことを条件にして、2022年７月27日の臨時株主総会のみなし決議において、ご承認いただきました現行制度に関する報酬枠について2025年３月期をもって廃止し、以後新たに譲渡制限付株式の割当ては行わないこととします。ただし、既に付与した譲渡制限付株式および2025年３月期を対象としてこれから付与する予定の譲渡制限付株式は、今後も存続します。

本制度の導入は、取締役等への株式交付時期を原則として退任時とすることで、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識をより一層高めることを目的としております。当社は、2025年５月19日開催の取締役会において、第４号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件」および本議案が原案どおり承認可決されることを条件として新たな取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、その概要は24頁～29頁に掲載のとおりですが、本制度は当該方針に沿うものであることから、本制度の導入は相当であると考えております。なお、本議案については、過半数を独立社外取締役で構成する当社の指名・報酬委員会における審議・答申を経て決定しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされた結果、相当である旨の意見を得ております。

なお、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は３名となります。また、上記のとおり、本制度は執行役員も対象としており（本株主総会の終結の時点において本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は７名の予定）、本制度に基づく報酬等には、執行役員に対する報酬等も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が本信託（下記(1)に定義される。）の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬等の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

(1)本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める取締役株式交付規程または執行役員株式交付規程に従って、当

社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です（詳細は下記（2）以降のとおり。）。

① 本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） ・ 当社の執行役員（所定の要件を満たす執行役員）

② 本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 （下記（3）のとおり。）	・ 1,150百万円に対象期間の年数を乗じた金額であり、当初の対象期間である３事業年度においては3,450百万円 （当初の対象期間は2026年３月31日で終了する事業年度から2028年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度）
取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限 （下記（4）のとおり。）	・ 1,000,000株に対象期間の年数を乗じた株式数であり、当初の対象期間である３事業年度を対象として取締役等に対して交付等が行われる株式数の上限は3,000,000株 （当初の対象期間は2026年３月31日で終了する事業年度から2028年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度） ・ 上記の１事業年度あたりの株式数（1,000,000株）の当社発行済株式総数（2025年３月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.6％
当社株式の取得方法 （下記（3）のとおり。）	・ 当社株式は、株式市場又は当社（自己株式処分）から取得予定

③ 業績達成条件の内容 （下記（4）のとおり。）	・ 当社の事業計画に基づき設定する共通項目（定量項目）*1、個別項目（定性項目）*2における評価指標（目標）の達成状況等に応じて0～200%の範囲内で変動します。 評価指標の達成度が0～200%の範囲内で、インセンティブ報酬(現金)の全部または一部について、現金に代えて株式報酬として支給できます。 *1：売上高、営業利益額、商談獲得金額 *2：事業変革、成長戦略、ESG対策など

④ 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記（5）のとおり。）	・ 原則として取締役等の退任時

(2)信託期間

当初の信託期間は、2025年８月（予定）から2028年８月（予定）までの約３年間とします。但し、信託期間の満了時において、下記(3)のとおり信託期間の延長を行うことがあります。

(3)当社が拠出する金員の上限

当社は、取締役等に対し交付等を行う当社株式取得のために、対象期間毎に取締役等の報酬等として拠出する信託金の上限を、1,150百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額（当初の対象期間である３事業年度については3,450百万円）としたうえで、かかる信託金を取締役等の報酬等として拠出し、取締役等を受益者として対象期間に対応する期間の本信託を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場又は当社（自己株式処分）から取得します。当社は、対象期間中、取締役等に対するポイント（下記(4)のとおり。）の付与を行い、原則として当該取締役等の退任時に、このポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。また、対象期間中に本信託内の残余株式が取締役等に交付すべき株式数に不足す

る場合には、上記上限額の範囲内で本信託に追加拠出を行い、当社株式を追加取得することがあります。
なお、本信託の信託期間満了時において、新たな信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、従来の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の３事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会でご承認いただいた金額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間末日に本信託内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会でご承認いただいた金額の範囲内とします。
また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対する新たなポイントの付与は行われませんが、取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(４)取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法および上限
取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、信託期間中の役位および業績目標の達成度等に応じて、付与されるポイント数により定まります。また、原則として取締役等の退任時にポイントの累積値（以下、「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。
１ポイントは当社株式１株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、１ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。
本信託の信託期間中に取締役等に対して付与されるポイント数の上限は、1,000,000ポイントに対象期間の年数である３を乗じた数とし、対象期間について取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数（以下、「上限交付株式数」という。）とします。そのため、３事業年度を対象とする当初の対象期間に対応する上限交付株式数は3,000,000株となります。なお、上記(３)により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数についても上記と同様とします。この上限交付株式数は、上記(３)の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、直近の自己株式取得に係る検討の際に用いた株価等を参考に設定しています。

■『ポイントの算定方法』

1．　取締役等の報酬構成

取締役等の報酬構成は下表のとおりとし、本制度にかかる報酬は下表のうち「インセンティブ報酬」の「株式」欄記載の報酬として支給する。

報酬の種類		概　要	固定/変動	支給方式	構成割合 (注) 2
基本報酬		責任の範囲および当社における役割(役位)に基づき基本報酬として固定金額を毎月支給	固定	現金支給	60%
インセンティブ報酬	現金	対象年度１年間の業績結果の評価に基づき業績連動報酬として現金(賞与)を毎年支給	変動		20%
	株式 (注) 1	対象年度１年間の業績結果の評価に基づき業績連動報酬として原則として退任時に株式を支給		株式支給	20%

（注）１．株式の支給については、株式交付信託に基づく「役員報酬BIP信託」を用いて、毎事業年度の終了後に、評価に応じたポイントが付与され、原則として取締役等の退任時に、当該ポイントの累積値に相当する株式が交付されることにより行われます。

２．構成割合は目安であり、業績目標が100%達成された場合の比率です。また、０～200%の範囲で、インセンティブ報酬に占める現金と株式の割合は異なる場合があります。

2．　ポイントの算定方法

各取締役等に毎年付与するポイントは、各取締役等の役位別基本報酬額（年額）、定量項目（売上高、営業利益額、商談獲得金額）および定性項目（事業変革、成長戦略、ESG対策等）から成る業績目標の達成度（0～200%の範囲内で評価）、ならびに業績評価期間中の在任期間等に応じて決定する。

(５)取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

取締役等は、その退任時に以下の『株式交付条件』のいずれかに該当した場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記（４）に基づき決定される付与ポイント数に相当する数の当社株式等の交付等を受けるものとします。なお、取締役等の退任前に本制度が廃止された場合には、在任中の取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記（４）に基づき決定される付与ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。

このとき、当該取締役等は、所定の受益権確定手続を行うことにより、当該ポイント数の一定割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切捨て）について交付等を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

ただし、信託期間中に取締役等が在任のまま死亡した場合は、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

『株式交付条件』	
1	任期満了により当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員または使用人のいずれの地位をも退任または退職した場合
2	任期満了および死亡以外の正当な理由により当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員または使用人のいずれの地位をも退任または退職した場合
3	在任中に死亡した場合

(6)マルス・クローバック制度

取締役等の業務執行に起因して重大な財務諸表の修正や当社のレピュテーションに重大な影響を及ぼす事象等が発生した場合または取締役等（信託期間中に取締役等が在任のまま死亡した場合の当該取締役等の相続人を含みます。）が禁錮以上の刑に処せられる等の当社が定める欠格事由に該当した場合には、当該取締役等（信託期間中に当該取締役等が在任のまま死亡した場合の相続人を含みます。）に対し、交付等がなされる予定の当社株式に係る受益権の没収（マルス）または交付等した当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）を求めることがあります。

(7)本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(8)本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を終了する場合には、信託留保金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(9)その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

［ご参考］　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2025年５月19日開催の取締役会において、第４号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件」および本議案が原案どおり承認可決されることを条件として新たな取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しています。改定後の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針の概要は以下のとおりです。

◆本総会終結後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針の内容（改定後）

A．取締役報酬制度の内容

1）基本的な考え方

当社の取締役の報酬等についての考え方は以下のとおりであります。

・会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
・株主と利益意識を共有するため、企業価値の向上と報酬が連動するものであること
・企業ビジョンの実現にあたって、適格な能力要件を満たすグローバルな経営陣の確保とリテンションに資するものであること

取締役のうち業務執行取締役の報酬等は、役職の報酬基準に基づいた基本報酬と、各事業年度の会社業績の達成度等を反映した現金インセンティブ報酬と株式インセンティブ報酬により構成しております。株式インセンティブ報酬は株式交付信託に基づく株式報酬制度「役員報酬BIP信託」を導入します。

取締役のうち社外取締役の報酬等につきましては、業務執行の監督という役割に鑑み、固定の基本報酬のみとしております。

なお、当社が上記のいずれにも該当しない非業務執行取締役を置くこととする場合、当該非業務執行取締役の報酬等については、指名・報酬委員会の答申に基づき別途検討いたします。

対象	内容	基本報酬	インセンティブ報酬	
			現金報酬	株式報酬
業務執行取締役	業績目標達成と株主価値向上の観点から、基本報酬とインセンティブ報酬（現金・株式）を支給する。	○	○	○
社外取締役	独立性確保の観点から、業績に連動しない基本報酬のみを支給する。	○	－	－

2）報酬水準

当社を取り巻く経営環境を踏まえ、調査会社のデータに基づく同業他社または同規模の他社等の報酬水準との比較を客観的に行い、役職に見合う適正水準を設定いたします。

3）報酬等の決定プロセス

当社は、報酬水準および報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。委員長および委員の過半数は独立社外取締役としております。

取締役会は指名・報酬委員会に対して基本方針および決定手続の諮問をします。指名・報酬委員会の答申内容は取締役会にて審議され、取締役会において基本方針および決定手続を決定し、報酬総額の上限を見直す場合の株主総会の議案内容を決議します。

個人別の具体的な基本報酬およびインセンティブ報酬（現金・株式）の額については、株主総会で承認された報酬総額の枠内で（かつ、個人別の具体的なインセンティブ報酬（株式）の額については、当社が定める取締役株式交付規程または執行役員株式交付規程にも準拠した上で）、指名・報酬委員会から取締役会になされた答申の内容を踏まえて、指名・報酬委員会の承認を得たうえで決定することを条件として、取締役会の決議に基づき代表取締役会長に一任します。

4）マルス・クローバック制度

業務執行取締役の業務執行に起因して重大な財務諸表の修正や当社のレピュテーションに重大な影響を及ぼす事象等が発生した場合または業務執行取締役（信託期間中に業務執行取締役が在任のまま死亡した場合の当該業務執行取締役の相続人を含みます。）が禁錮以上の刑に処せられる等の当社が定める欠格事由に該当した場合には、当該業務執行取締役（信託期間中に当該業務執行取締役が在任のまま死亡した場合の相続人を含みます。）に対し、支給・交付等がなされる予定の現金報酬・当社株式に係る受益権の没収（マルス）または支給・交付等した現金報酬相当の金銭・当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）を求めることがあります。

B．報酬体系

当社の取締役の報酬構成は以下のとおりです。

1）取締役のうち業務執行取締役

報酬の種類		概要	固定／変動	支給方式	構成割合(注)2
基本報酬		責任の範囲および当社における役割（役位）に基づき基本報酬として固定金額を毎月支給	固定	現金支給	60%
インセンティブ報酬	現金	対象年度１年間の業績結果の評価に基づき業績連動報酬として現金（賞与）を毎年支給	変動		20%
	株式(注)1	対象年度１年間の業績結果の評価に基づき業績連動報酬として原則として退任時に株式を支給		株式支給	20%

(注) １．株式の支給については、株式交付信託に基づく「役員報酬BIP信託」を用いて、毎事業年度の終了後に、評価に応じたポイントが付与され、原則として取締役の退任時に、当該ポイントの累積値に相当する株式が交付されることにより行われます。

２．構成割合は目安であり、業績目標が100%達成された場合の比率です。また、後記のとおり０～200%の範囲で、インセンティブ報酬に占める現金と株式の割合は異なる場合があります。

（ⅰ）基本報酬

基本報酬はこれまでの報酬額を参考に、同業・同規模の他社実績と比較して設定いたします。
基本報酬は固定金額を月例報酬として支給します。

（ⅱ）インセンティブ報酬（現金・株式）

a. 構成

業績連動部分の評価項目・指標は、下記のように、定量項目として経営計画の数値目標として用いている「売上高」「営業利益額」「商談獲得金額」を各々約25%程度のウエートで勘案し、定性項目として事業変革、成長戦略、ＥＳＧ対策などを約25%程度のウエートで勘案することとし、さらにこれらの項目全体を指名・報酬委員会で総合的に判断して評価をします。当該指標を選定した理由は、定量項目は当社の経営計画の数値目標であり、定性項目は当社の持続的発展のために欠かせない項目と判断したからであります。評価結果は取締役会に答申され、取締役会にて審議されます。

評価 対象	評価 項目	評価 時期	評価指標（目標） (注)1		勘案 割合	変動幅 (注)2
対象年度 （1年間）の 目標の達成度	共通 項目	対象年度 （1年間） 終了後	定量 項目	売上高	25%	各項目の達成度を総合的に勘案して、指名・報酬委員会が0～200%の範囲で判断する。
				営業利益額（注）3	25%	
				商談獲得金額	25%	
	個別 項目		定性 項目	事業変革、成長戦略、 ＥＳＧ対策など	25%	
					100%	

（注）1．各々の評価指標(目標)に対しては最低目標を定めます。また、インセンティブ報酬（現金・株式）の評価の変動幅の上限を定め、達成度と支給額が比例するように評価レベルを決定します。

2．取締役がより企業価値を意識して業務に当たることを目的として、指名・報酬委員会の答申を踏まえた上、評価指標の達成度が0～200%の範囲内で、インセンティブ報酬(現金)の全部または一部について、現金に代えて株式報酬として支給できることといたします。

3．評価指標（目標）は、将来的にはＲＯＥも加味して判断することを検討します。

b. インセンティブ報酬（現金）の支給

指名・報酬委員会が、業績評価期間終了後に評価指標の達成度を総合的に判断して0～200%の範囲で取締役会に答申します。また、指名・報酬委員会は、0～200%の範囲でインセンティブ報酬(現金)の全部または一部について、インセンティブ報酬(現金)の支給に代えて、インセンティブ報酬(株式)として支給することが相当と判断する場合には、その旨を取締役会に答申します。指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会においてインセンティブ報酬(現金)支給レベルを審議・決定します。

業績評価の対象年度（1年間）の次年度の6月に現金で支給します。

＜評価イメージ＞

対象年度（1年間）の前年度	対象年度（1年間）				対象年度（1年間）の次年度
第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期
目標策定 →	← 評価期間 →				評価・支給(6月)

c.インセンティブ報酬(株式)の支給

Ⅰ概要

指名・報酬委員会が、業績評価期間終了後に評価指標の達成度を総合的に判断して0～200%の範囲で取締役会に答申します。また、指名・報酬委員会は、0～200%の範囲でインセンティブ報酬(現金)の全部または一部について、インセンティブ報酬(現金)の支給に代えて、インセンティブ報酬(株式)として支給することが相当と判断する場合には、その旨を取締役会に答申します。指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会においてインセンティブ報酬(株式)支給レベルを審議・決定します。

当社は、業績評価期間が終了した後に、各取締役等の役位別基本報酬額（年額）、評価指標の達成度、ならびに業績評価期間中の在任期間等に応じてポイントを付与します。

Ⅱ株式の交付

取締役は、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した時において以下の条件のいずれかに該当する場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイントの一定割合に相当する数の当社株式（1ポイントあたり当社株式1株）の交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

なお、取締役が当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任する前に「役員報酬BIP信託」が廃止された場合には、廃止時において在任中の取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイントの一定割合に相当する数の当社株式（1ポイントあたり当社株式1株）の交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

・任期満了により当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員または使用人のいずれの地位をも退任または退職した場合
・任期満了および死亡以外の正当な理由により当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員または使用人のいずれの地位をも退任または退職した場合
・在任中に死亡した場合

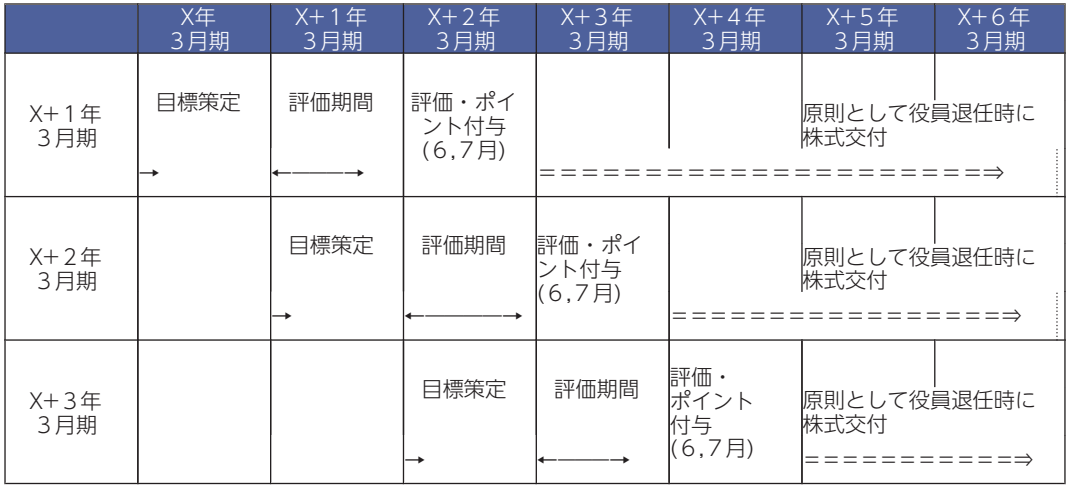

2）取締役のうち社外取締役

業務執行の監督という役割に鑑みて、固定の基本報酬のみとしています。

以上

事業報告（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

〔世界経済の状況〕

当期における世界経済は、インフレ圧力は緩和されつつあるものの、地域による温度差が生じています。具体的には、欧州や日本では、中国の内需低迷の影響による輸出需要が減少するなど厳しい状況が続きました。一方、米国では、個人消費の改善や設備投資を含む需要の拡大を背景として経済は堅調に推移しました。なお、為替相場においては、米国の金利引き下げペースの鈍化により日米の金利差が縮まりにくくなることを背景に円安が進みました。

〔「第一の変革」の成果と「第二の変革」への取り組み〕

当社グループにおいては、2018年４月以降、ビジネスモデルの転換、グローバルな大型商談が見込まれる成長分野／先端分野へのシフト、さらに大胆な事業体制の変革などの構造改革を進めてまいりました（「第一の変革」）。その結果、注力分野であるオートモーティブ、データセンター／ネットワーク、スマートデバイス分野を中心に多くの大型商談を獲得しています。年間の商談獲得金額（１USドル=100円で換算）は、構造改革以前は1,000億円程度でしたが、構造改革後は2,000億円程度へ、2023年３月期は2,500億円程度に達し、2025年３月期は約3,000億円規模へと拡大しました。また、獲得した商談の量産が徐々に始まり、確実に売上拡大に繋がっております。

さらに、競争力のある開発体制の構築やグローバル企業に相応しい組織風土を目指す「第二の変革」を進めております。グローバルな顧客、半導体エコシステムを構成するプレーヤー、投資家等とのコミュニケーションを通じて、社内の体制、組織の構造、従業員の意識を変える取り組みを強化しております。

〔開発基盤の強化〕

先端技術分野のモデルプロジェクトの開発および開発基盤構築に取り組む組織であるグローバルリーディンググループを中心に、ソリューションＳｏＣのビジネスモデルに相応しいコンピューターアーキテクチャーベースの開発基盤と標準的な開発プロセスの構築を進めてきました。また、これと並行して、開発の効率化・可視化、開発マネジメント改革を一体として積極的に推進してきました。

〔ソリューションＳｏＣのビジネスモデル強化のための生産・供給体制の確立〕

半導体関連サプライヤーが集中する台湾において、委託先の生産を管理するチームを現地（台湾）に配置することでダイレクトインターフェースを構築しました。これにより、サプライヤーとの連携がより強固なものとなり、製造委託先の供給状況の変化にも迅速に対応する体制が整いつつあります。

〔半導体エコシステムを形成するグローバル企業との関係強化〕

ここ数年の大型先端開発案件の商談獲得に伴い、半導体業界を取り巻くエコシステムを形成するグローバル企業との関係強化を進めてきました。特に、北米や台湾などに本社を置くグローバル企業とのマネージメントレベルでの関係構築・強化により、これらの企業との先端技術分野での共同開発プロジェクトなどの進捗がありました。

〔開発の状況〕

当社グループにおける研究開発は、注力分野における商談獲得に繋げるための先行開発と、獲得した商談の製品開発から構成されております。当期の研究開発費は、前期比12.3%増の598億21百万円となりました。これは主に獲得した商談の製品開発が増加していることによるものであります。先行開発では、日々進化する半導体エコシステムにおいて最新の技術を活用するために、Arm Holding plc（Ａｒｍ社）およびTaiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited（ＴＳＭＣ社）とも密に連携し、2nm以細のプロセステクノロジー、チップレットなどの先進的なパッケージング技術、最新設計ツールの実用化およびプラットフォーム化などに積極的に取り組んでおります。また、Ａｒｍ社のアーキテクチャー採用のＴＳＭＣ社の3nmプロセステクノロジーを使用したハイパフォーマンス・コンピューティング（ＨＰＣ）プロセッサーＳｏＣの開発、Ｇｏｏｇｌｅ社との量子コンピューティング向けＳｏＣの開発についても順調に開発が進んでおります。さらに、インド電子情報技術省（Ministry of Electronics and Information Technology, MeitY）の主要な研究開発機関であるCentre for Development of Advanced Computing（Ｃ－ＤＡＣ）およびMosChip Technologiesと提携しました。加えて、北米を中心に複数のデータセンター向けＳｏＣ商談を獲得しており、それらの開発も開始しております。

今後は、引き続き、設計開発へのＡＩ導入などにも取り組んでいきます。

〔サステナビリティに関する外部評価〕

当社グループでは、優先的に取り組むマテリアリティ（重要課題）を特定し、サステナビリティ活動を推進しております。当期においては、個々のマテリアリティの実現に向けた取り組みの結果として「脱炭素経営ランキングＧＸ５００」への選出、「日経スマートワーク経営企業」および「日経ＳＤＧｓ経営企業」としての認定を受けるなど、社外からも一定の評価をいただくことができました。

〔当期の業績〕

当社グループの当期の業績は、売上高は1,885億35百万円(前期比14.8%減)となりました。当社グループの売上は、量産段階で受領する製品売上と、設計開発に要する費用を段階的に受領するＮＲＥ売上から構成されています。製品売上は、中国の５Ｇ基地局向け商談における特需の終了やデータセンター／ネットワーク分野での中国市場における通信機器などの需要減少により、1,465億78百万円（前期比19.8%減）と

なりました。ＮＲＥ売上は、オートモーティブおよびハイエンドカメラ、データセンターでの７nmより微細な先端テクノロジーの開発案件が重なったこともあり、410億19百万円（前期比9.1％増）となりました。

また、営業利益は250億円(前期比29.6％減)、経常利益は251億18百万円(前期比32.3％減)、親会社株主に帰属する当期純利益は196億円(前期比25.0％減)と前期から減少しました。営業利益減少の主な要因は、製品売上減少による粗利益の減少です。

なお、当期は為替相場が円安に推移したことにより、前期比での為替影響は、売上高で85億円、営業利益で32億円のプラスとなりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループが持続的な成長を実現するためには、開発競争力の強化、事業体制の変革、組織全体のグローバル化、さらなる利益率の改善など多くの課題があります。「第一の変革」で成し遂げた「量的な変化」を土台として、競争力のある開発体制の構築やグローバル企業に相応しい組織風土を目指す「質的な変化」を当社グループの「第二の変革」と位置づけ、大胆に進めてまいります。

〔開発体制の再構築およびビジネスプロセスの改善〕

当社グループは、ソリューションＳｏＣのビジネスモデルへの転換に伴い、これまで、開発力強化・開発効率改善のため、開発体制の再構築を進めてきました。今後もグローバルな顧客、半導体エコシステムを構成するプレーヤー、投資家等とのコミュニケーションを通じて、ソリューションＳｏＣのビジネスモデルに相応しいグローバルな開発基盤と標準的な開発プロセスの構築、グローバルリーディンググループを中心としたグローバルな開発体制や技術力のさらなる強化、開発の効率化・可視化、開発マネジメント改革を一体的に推進していきます。

また、さらにグローバルな顧客との商談が拡大していくことに伴い、生産管理グループのグローバル化およびオペレーション改善の施策を引き続き実施していきます。顧客と当社グループの生産システムを繋ぎ、デリバリーシステムにおける効率性や透明性の向上を目指していきます。それにより、精度の高い生産計画とタイムリーな調達を可能にする強固な体制を確立し、製造を委託するファウンドリーやＯＳＡＴとの関係を含むビジネスプロセスを改善していきます。

〔先端技術への積極的な投資〕

今後の持続的な成長のために必要な技術力を強化するため、先端技術分野への投資を拡大し、成長重視の経営を進めていきます。具体的には、チップレットや先端パッケージ技術など先端技術への投資、ＳｏＣ設計技術の強化、米国・インドなどでの人材確保などに積極的に取り組んでいきます。

〔中長期的な成長を見据えた売上および営業利益の拡大〕

当社グループは、将来の売上管理のために、商談獲得残高という経営指標を採用しており、この商談獲得残高は商談獲得金額から売上実績を差し引いた金額です。この商談獲得残高により、現時点において2027年３月期までの売上の推移をある程度見通すことができております。2025年３月期には約3,000億円に拡大しており、2028年３月期以降の持続的な成長のためには、さらに商談を獲得していくことが必要であると認識しております。そのために、これまで順調に商談を獲得してきているオートモーティブ分野に加え、データセンター／ネットワーク分野をはじめとして、各注力分野においてバランスよく商談獲得への取り組みを進めてまいります。

また、営業利益拡大への施策としては、従来に引き続き製造粗利益の改善、開発収支の改善、販売管理費の適正な管理等に取り組んでいきます。

〔サステナビリティに関する取り組み〕

当社グループでは、優先的に取り組むマテリアリティ（重要課題）を特定し、サステナビリティ活動を推

進しています。

マテリアリティの中でも、特に環境・気候変動への取り組みとして、2024年４月より再生可能エネルギーの導入を開始するなど、当社グループのＧＨＧ（温室効果ガス）排出量の削減を進めるとともに、当社グループが提供する低消費電力・省スペースな先端ＳｏＣにより、お客様のもとでのＧＨＧ排出量の低減へ貢献することで、脱炭素社会の実現を目指しています。

また、人的資本に関しては、人権、ダイバーシティ、健康推進・安全衛生に関する諸制度の充実、エンジニア人材育成に関する教育プログラムの策定等により、当社グループの人的資本の最大化に向けた活動を進めています。

当社グループは、半導体エコシステムのパートナーと協働して、サプライチェーン全体でマテリアリティへの取り組みの実効性を高め、社会課題の解決と事業のさらなる成長を通じて、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

◆マテリアリティマップ

当社グループは、グローバル企業としての社会的責任を全うし、全てのステークホルダーから信頼と共感を得られる存在であり続けたいと考えています。当社グループの最先端ＳｏＣ技術で新しい価値を世界中に提供し、今後も中長期的な企業価値の向上を追求していきます。

(3) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資（無形固定資産を含む）の総額は166億59百万円であります。その主なものは、ＩＰ、レチクル、試験ボード、開発環境増強などであります。

(4) 資金調達の状況

当社は、顧客の需要変動、世界景気の減速および地政学リスクなどに備えて、借入枠200億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期においてコミットメントライン契約に基づく借入は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況

区　　分	第 8 期 (2022年３月期)	第 9 期 (2023年３月期)	第 10 期 (2024年３月期)	第 11 期 (2025年３月期) 当期
売上高 (百万円)	117,009	192,767	221,246	188,535
営業利益 (百万円)	8,463	21,711	35,510	25,000
経常利益 (百万円)	9,050	23,440	37,122	25,118
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,480	19,763	26,134	19,600
１株当たり当期純利益 (円)	44.44	117.40	148.39	109.78
総資産 (百万円)	118,428	193,945	186,840	170,312
純資産 (百万円)	89,609	109,864	131,020	137,046

(注) １．2022年９月５日付で普通株式、Ａ種種類株式およびＢ種種類株式それぞれ４株につき１株の割合で株式併合を行っております。また、2022年９月６日付で、株式取得請求権の行使により、Ａ種種類株式およびＢ種種類株式の全てを取得し、Ａ種種類株式１株につき普通株式1.3466666株、Ｂ種種類株式１株につき普通株式１株をそれぞれ対価として交付するとともに、Ａ種種類株式およびＢ種種類株式の全てを消却いたしました。2022年３月期の期首に当該株式併合等が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

２．2024年１月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。2022年３月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Socionext America Inc.	千USドル 2,800	100.0%	ソリューションＳｏＣの設計開発・販売
Socionext Europe GmbH	千ユーロ 11,400	100.0%	ソリューションＳｏＣの設計開発・販売
Socionext Technology Pacific Asia Ltd.	千USドル 6,000	100.0%	ソリューションＳｏＣの設計開発・販売
Socionext Technology (Shanghai) Co., Ltd.	中国元 12,249,600	100.0%	ソリューションＳｏＣの設計開発・販売
Socionext Taiwan Inc.	千台湾ドル 29,000	100.0%	ソリューションＳｏＣの設計開発・販売
Socionext Korea Ltd.	百万ウォン 400	100.0%	ソリューションＳｏＣの販売

(注) Socionext Technology (Shanghai) Co., Ltd.およびSocionext Taiwan Inc.の株式はSocionext Technology Pacific Asia Ltd.を通じての間接保有となっております。

(7) 主要な事業内容（2025年３月31日現在）

当社グループの事業はソリューションＳｏＣ事業の単一セグメントであり、主に以下の５つの分野から構成されております。

分野	主な用途
オートモーティブ	ＡＤ／ＡＤＡＳ、車載センシング、ＩＶＩ（In-Vehicle Infotainment）、コックピットＨＭＩ
データセンター／ネットワーク	データセンター、ＡＩアクセラレータ、５Ｇ携帯基地局
スマートデバイス	スマートグラス、ＡＲ／ＶＲ、アクションカメラ、デジタルスチールカメラ
インダストリアルオートメーション	ＦＡ、計測器、プリンタ
ＩｏＴ ＆ レーダセンシング	スマート家電、スマートホーム、ＩｏＴ機器、放送受信機器、衛星通信／車載通信機器

(8) 主要拠点等（2025年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	神奈川県横浜市
京都事業所	京都府京都市
名古屋事業所	愛知県名古屋市
仙台事業所	宮城県仙台市

（注）2024年７月16日をもって、高蔵寺事業所（愛知県春日井市）を移転し、名古屋事業所（同県名古屋市）を開設いたしました。

② 子会社

会社名	所在地
Socionext America Inc.	米国　ミルピタス市
Socionext Europe GmbH	ドイツ　ランゲン市
Socionext Technology Pacific Asia Ltd.	中国　香港特別行政区
Socionext Technology (Shanghai) Co., Ltd.	中国　上海市
Socionext Taiwan Inc.	台湾　台北市
Socionext Korea Ltd.	韓国　ソウル市

(9) 従業員の状況（2025年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減
2,490名	44名減

（注）　従業員数は、臨時従業員（嘱託、契約社員、受入出向者）を含んでおります。また、上記のほか当社グループ外への出向者44名が在籍しております。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2025年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　673,000,000株

② 発行済株式の総数　179,756,405株

（注）１．2024年４月１日から2025年３月31日までの間における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,027,950株増加しております。

２．取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)５名、取締役を兼務しない執行役員７名および使用人１名に対する株式報酬としての譲渡制限付株式交付のため、2024年７月31日付で普通株式41,050株を発行しております。

③ 株主数　91,389名

④ 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	43,454,400	24.44
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	15,174,500	8.53
MSIP CLIENT SECURITIES	3,302,308	1.85
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,124,236	1.75
STATE STREET BANK WEST CLIENT－TREATY 505234	2,316,700	1.30
HSBC－FUND SERVICES CLIENTS A／C 500	1,812,500	1.01
HSBC HONG KONG－TREASURY SERVICES A／C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	1,697,400	0.95
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,650,500	0.92
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UK UC UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	1,534,700	0.86
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,343,532	0.75

（注）１．当社は、自己株式を2,017,427株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

対象	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	21,481株	５名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「２．会社の現況」「（2）会社役員の状況」「⑤取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長兼CEO	肥塚　雅博	－
取締役執行役員副社長兼CFO	米山　優	管理担当
取締役執行役員副社長	大槻　浩一	営業・事業開発担当 兼 戦略調達・生産担当
取締役執行役員副社長	久保　徳章	事業担当
取締役執行役員副社長	吉田　久人	開発担当
取締役	鈴木　正俊	－
取締役	笠野　さち子	潮見坂綜合法律事務所　弁護士 株式会社レスター　社外取締役（監査等委員） 株式会社プラップジャパン　社外監査役
取締役（監査等委員）	市川　育義	市川育義公認会計士事務所　公認会計士 大日本印刷株式会社　社外監査役
取締役（常勤監査等委員）	池本　守正	－
取締役（監査等委員）	米田　紀子	神戸グレース法律事務所　代表弁護士 恵和株式会社　社外取締役

（注）１．取締役鈴木正俊および笠野さち子の両氏ならびに監査等委員である取締役市川育義、池本守正および米田紀子の各氏は、社外取締役であります。

２．取締役笠野さち子氏ならびに監査等委員である取締役市川育義および米田紀子の両氏の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

３．監査等委員である取締役市川育義および池本守正の両氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

・監査等委員である取締役市川育義氏は、公認会計士の資格を有しております。

・監査等委員である取締役池本守正氏は、過去に他社の経理および監査部門において、長年にわたり業務に携わっておりました。

４．当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、池本守正氏を常勤の監査等委員として選定しております。

５．当社は、社外取締役である鈴木正俊、笠野さち子、市川育義、池本守正および米田紀子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役鈴木正俊、笠野さち子、市川育義、池本守正および米田紀子の各氏との間において、会社法第427条第１項および定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役肥塚雅博、米山優、大槻浩一、久保徳章、吉田久人、鈴木正俊および笠野さち子の各氏ならびに監査等委員である取締役市川育義、池本守正および米田紀子の各氏との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用および同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または当社に損害を加える目的で職務を執行した場合には同項第１号の費用の返還を請求することができることや、職務の執行について悪意または重大な過失がある場合には、同項第２号の損失を補償の対象外とすることを定めております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員および管理職等ならびに当社子会社の役員および管理職等を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、全ての保険料を当社が負担しており、また、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求を受けた場合において被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

⑤　取締役の報酬等

イ．取締役の報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			金銭報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。）	398	232	83	83	7
（うち社外取締役）	(24)	(24)	(−)	(−)	(2)
取締役（監査等委員）	41	41	(−)	(−)	3
（うち社外取締役）	(41)	(41)	(−)	(−)	(3)
合　　計	439	273	83	83	10
（うち社外取締役）	(65)	(65)	(−)	(−)	(5)

（注）上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

ロ．業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に関する事項の概要は、「ホ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等」「B．報酬体系」「1）取締役のうち業務執行取締役」「（ⅱ）インセンティブ報酬（現金・株式）」に記載のとおりであります。

ハ．非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「ホ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等」「B．報酬体系」「1）取締役のうち業務執行取締役」「（ⅱ）インセンティブ報酬（現金・株式）」「c.インセンティブ報酬(株式)の支給」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2．会社の現況」「（1）株式の状況」「⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

二．取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の総額は、年額550百万円以内（うち社外取締役45百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることを2022年７月27日の臨時株主総会のみなし決議により承認しており、個人別の具体的な報酬の額については、取締役会において、指名・報酬委員会から取締役会になされた答申の内容を踏まえて、指名・報酬委員会の承認を得たうえで決定することを条件として、代表取締役会長兼社長肥塚雅博氏に一任のうえ、決定しております。当該権限を一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、当該みなし決議に係る提案がなされた時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は９名でありましたが、うち２名が2022年７月27日の臨時株主総会および普通株主による種類株主総会の決議があったものとみなされた時をもって辞任により退任したため、当該決議があったものとみなされた時点の員数は７名であります。

また、当該金銭報酬とは別枠で、同臨時株主総会のみなし決議において、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入することを承認しております（同制度の概要は「ホ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等」「Ｂ．報酬体系」「1）取締役のうち業務執行取締役」「（ⅱ）インセンティブ報酬（現金・株式）」「c.インセンティブ報酬(株式)の支給」に記載のとおりであります。）。具体的には、対象取締役に対して業績連動型譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額170百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とし、対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合等には調整する。）とすることを決議しております。なお、当該決議があったものとみなされた時点の対象取締役は５名であります。

・監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、その役割・職務の内容を勘案し、固定の基本報酬のみとし、年額200百万円以内（うち社外取締役80百万円以内）とすることを2022年７月27日の臨時株主総会のみなし決議により承認しており、個人別の具体的な報酬の額については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、当該みなし決議に係る提案がなされた時点における監査等委員である取締役の員数は４名でありましたが、うち１名が2022年７月27日の臨時株主総会および普通株主による種類株主総会の決議があったものとみなされた時をもって辞任により退任したため、当該決議があったものとみなされた時点の員数は３名であります。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

※　2025年５月19日開催の取締役会において第11回定時株主総会で提案される第４号議案および第６号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、新たな取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しています（改定後の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針の内容は、第６号議案［ご参考］をご参照ください。

◆取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針の内容

A．取締役報酬制度の内容

1）基本的な考え方

当社の取締役の報酬等についての考え方は以下のとおりであります。

・会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
・株主と利益意識を共有するため、企業価値の向上と報酬が連動するものであること
・企業ビジョンの実現にあたって、適格な能力要件を満たすグローバルな経営陣の確保とリテンションに資するものであること

取締役のうち業務執行取締役の報酬等は、役職の報酬基準に基づいた基本報酬と、各事業年度の会社業績の達成度等を反映した現金インセンティブ報酬と株式インセンティブ報酬により構成しております。株式インセンティブ報酬は業績連動型譲渡制限付株式の付与をいたします。

取締役のうち社外取締役の報酬等につきましては、業務執行の監督という役割に鑑み、固定の基本報酬のみとしております。

なお、当社が上記のいずれにも該当しない非業務執行取締役を置くこととする場合、当該非業務執行取締役の報酬等については、指名・報酬委員会の答申に基づき別途検討いたします。

対象	内容	基本報酬	インセンティブ報酬	
			現金報酬	株式報酬
業務執行取締役	業績目標達成と株主価値向上の観点から、基本報酬とインセンティブ報酬（現金・株式）を支給する。	○	○	○
社外取締役	独立性確保の観点から、業績に連動しない基本報酬のみを支給する。	○	－	－

2）報酬水準

当社を取り巻く経営環境を踏まえ、調査会社のデータに基づく同業他社または同規模の他社等の報酬水準との比較を客観的に行い、役職に見合う適正水準を設定いたします。

3）報酬等の決定プロセス

当社は、報酬水準および報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。委員長および委員の過半数は独立社外取締役としております。

取締役会は指名・報酬委員会に対して基本方針および決定手続の諮問をします。指名・報酬委員会の答申内容は取締役会にて審議され、取締役会において基本方針および決定手続を決定し、報酬総額の上限を見直す場合の株主総会の議案内容を決議します。

個人別の具体的な基本報酬およびインセンティブ報酬（現金・株式）の額については、株主総会で承認された報酬総額の枠内で、指名・報酬委員会から取締役会になされた答申の内容を踏まえて、指名・報酬委員会の承認を得たうえで決定することを条件として、取締役会の決議に基づき代表取締役会長に一任します。

B．報酬体系

当社の取締役の報酬構成は以下のとおりです。

1）取締役のうち業務執行取締役

報酬の種類		概要	固定／変動	支給方式	構成割合(注)2
基本報酬		責任の範囲および会社における役割（役位）に基づき基本報酬として固定金額を支給	固定	現金支給	60%
インセンティブ報酬	現金	対象年度の業績結果の評価に基づき業績連動報酬として現金（賞与）を支給	変動		20%
	株式(注)1	対象年度の業績結果の評価に基づき業績連動報酬として株式を支給		株式支給	20%

（注）1．株式の支給は、取締役に対して、対象年度の終了後に、業績連動型譲渡制限付株式報酬を付与するための金銭報酬債権を支給し、当該取締役に当該金銭報酬債権の全額を現物出資財産として払込みさせることにより行われます。

2．構成割合は目安であり、業績目標が100%達成された場合の比率です。また、後記のとおり評価指標の達成度が150%を超える場合には、インセンティブ報酬に占める現金と株式の割合は異なる場合があります。

（ⅰ）基本報酬

基本報酬はこれまでの報酬額を参考に、同業・同規模の他社実績と比較して設定いたします。
基本報酬は固定金額を月例報酬として支給します。

（ⅱ）インセンティブ報酬（現金・株式）

a. 構成

業績連動部分の評価項目・指標は、下記のように、定量項目として経営計画の数値目標として用いている「売上高」「営業利益額」「商談獲得金額」を各々約25%程度のウエートで勘案し、定性項目として事業変革、成長戦略、ＥＳＧ対策などを約25%程度のウエートで勘案することとし、さらにこれらの項目全体を指名・報酬委員会で総合的に判断して評価をします。当該指標を選定した理由は、定量項目は当社の経営計画の数値目標であり、定性項目は当社の持続的発展のために欠かせない項目と判断したからであります。評価結果は取締役会に答申され、取締役会にて審議されます。

評価対象	評価項目	評価時期	評価指標（目標）(注)1		勘案割合	変動幅(注)2
対象年度の目標の達成度	共通項目	対象年度終了後	定量項目	売上高	25%	各項目の達成度を総合的に勘案して、指名・報酬委員会が０～200%の範囲で判断する。
				営業利益額(注)3	25%	
				商談獲得金額	25%	
	個別項目		定性項目	事業変革、成長戦略、ＥＳＧ対策など	25%	
					100%	

（注）１．各々の評価指標(目標)に対しては最低目標を定めます。また、インセンティブ報酬（現金・株式）の評価の変動幅の上限を定め、達成度と支給額が比例するように評価レベルを決定します。

２．評価指標の達成度が150%を超える場合には、対象取締役がより企業価値を意識して業務に当たることを目的として、指名・報酬委員会の答申を踏まえた上、インセンティブ報酬(現金)のうち150%を超過する部分の全部または一部について、インセンティブ報酬(現金)の支給に代えて、インセンティブ報酬(株式)として支給することができることといたします。この場合には、評価指標の達成度に比例して支給されるインセンティブ報酬(株式)と、インセンティブ報酬(現金)に代えて支給されるインセンティブ報酬(株式)の合計が、評価指標の達成度100%の場合に支給されるインセンティブ報酬(株式)の200%相当額を超える場合があります。

３．評価指標（目標）は、将来的にはＲＯＥも加味して判断することを検討します。

４．業績連動の評価指標（目標）としている売上高は、2025年３月期は当初の業績予想を2,000億円としておりましたが、実績は1,885億円になりました。同営業利益額は、同様に当初の業績予想270億円に対して、実績は250億円になりました。同商談

獲得金額は、前期の商談獲得金額である約2,500億円と同程度を目標とし、実績は約3,000億円になりました。

b. インセンティブ報酬（現金）の支給

指名・報酬委員会が、業績評価期間終了後に評価指標の達成度を総合的に判断して０～200%の範囲で取締役会に答申します。また、指名・報酬委員会は、評価指標の達成度が150%を超える場合において、150%を超過する部分のインセンティブ報酬(現金)の全部または一部について、インセンティブ報酬(現金)の支給に代えて、インセンティブ報酬(株式)として支給することが相当と判断する場合には、その旨を取締役会に答申します。指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会においてインセンティブ報酬(現金)支給レベルを審議・決定します。

業績評価の対象年度の次年度の６月に現金で支給します。

＜評価イメージ＞

<table>
<tr><td>対象年度の
前年度</td><td colspan="4">対象年度</td><td>対象年度の
次年度</td></tr>
<tr><td>第４四半期</td><td>第１四半期</td><td>第２四半期</td><td>第３四半期</td><td>第４四半期</td><td>第１四半期</td></tr>
<tr><td>目標策定
→</td><td colspan="4">評価期間
←――――――――――――――――→</td><td>評価・
支給(６月)</td></tr>
</table>

c.インセンティブ報酬(株式)の支給

Ⅰ概要

指名・報酬委員会が、業績評価期間終了後に評価指標の達成度を総合的に判断して０～200%の範囲で取締役会に答申します。また、指名・報酬委員会は、評価指標の達成度が150%を超える場合において、150%を超過する部分のインセンティブ報酬(現金)の全部または一部について、インセンティブ報酬(現金)の支給に代えて、インセンティブ報酬(株式)として支給することが相当と判断する場合には、その旨を取締役会に答申します。指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会においてインセンティブ報酬(株式)支給レベルを審議・決定します。

当社は、業績評価期間が終了し、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、各対象取締役に対して業績連動型譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、各対象取締役に当該金銭報酬債権の全額を現物出資財産として払込みさせることで各対象取締役に業績連動型譲渡制

限付株式を交付するものとします。

・業績評価期間中および業績評価期間終了後最初に開催される定時株主総会の終結直前時までの間、対象取締役が継続して当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったこと

・当社の取締役会で定める一定の非違行為その他の不支給事由に該当しないこと

業績連動型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行または自己株式の処分の方法により行われ、その１株当たりの払込金額は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てに係る当社各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

Ⅱ譲渡制限期間

対象取締役は、当社との間で別途締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）により業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた日より当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととします（以下「譲渡制限」という。）。

Ⅲ退任時の取扱い

対象取締役が、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡、および取締役会がその他の正当な理由があると認めた場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

Ⅳ譲渡制限の解除等

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

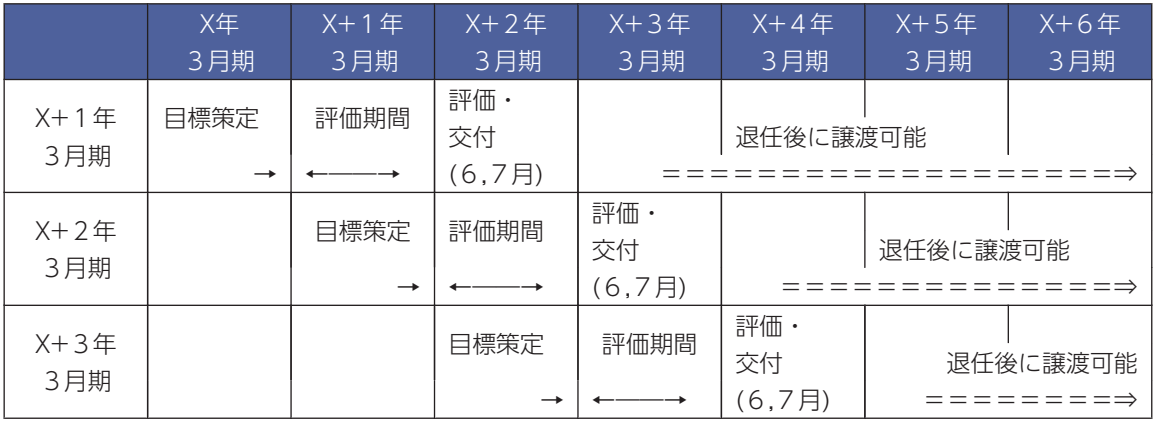

2）取締役のうち社外取締役

業務執行の監督という役割に鑑みて、固定の基本報酬のみとしています。

ヘ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項は「ニ．取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」「・取締役（監査等委員である取締役を除く。）」および「ホ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等」「A．取締役報酬制度の内容」に記載のとおりであります。かかる手続を経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥　社外役員に関する事項

主な活動状況

区分	氏名	出席状況	発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	鈴 木 正 俊	取 締 役 会 13回／13回 指名・報酬委員会 23回／23回	上場企業の代表取締役等を歴任したことによる豊富な経営経験を活かし、筆頭独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長として、独立の立場からさまざま意見や提言を行い、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬等の決定過程における監督機能、透明性と公平性の向上に寄与しております。
社外取締役	笠野さち子	取 締 役 会 13回／13回 指名・報酬委員会 23回／23回	弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、独立の立場からさまざま意見や提言を行い、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬等の決定過程における監督機能、透明性と公平性の向上に寄与しております。
社外取締役 （監査等委員）	市川育義	取 締 役 会 13回／13回 監査等委員会 12回／12回	公認会計士としての豊富な経験と財務会計に関する高い見識に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。 また、監査等委員会の委員長として、取締役の職務執行の監査を主導し、委員会の運営を推進しております。
社外取締役 （常勤監査等委員）	池本守正	取 締 役 会 13回／13回 監査等委員会 12回／12回	上場会社において監査等委員である取締役・監査役を歴任しており、財務・会計、内部統制および監査に関する専門的な立場からの豊富な経験を活かし、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。 また、常勤監査等委員として、その専門的知見に基づいて取締役の職務執行の監査を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	米田紀子	取 締 役 会 13回／13回 監査等委員会 12回／12回	弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。 また、監査等委員会の委員として、その専門的知見に基づいて取締役の職務執行の監査を行っております。

（注）1.　上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が５回ありました。

2.　独立社外取締役の中から筆頭独立社外取締役として鈴木正俊氏を選定しております。筆頭独立社外取締役の役割は、経営陣と独立社外取締役との間の連絡役を務め、両者の対話を促進させることです。また、定例取締役会の議題の決定に参画するとともに、必要な場合は社外役員会議を招集し会議の議題を決定して議長を務め、その審議結果を経営陣または取締役会に伝えて議論を促すことなどを行います。

3．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆さまに利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けております。将来の成長に必要な先行開発投資と、顧客への信用としての確固とした財務基盤の維持のバランスに配慮しつつ、連結配当性向40%程度を目安に安定的な配当の実施を目指してまいります。加えて、中期的には成長投資と強固な財務基盤を維持しながら、さらなる株主利益と資本効率の向上に向けて、総還元性向50%程度を目安に株主還元を促進してまいります。

また、剰余金の配当等、会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨および毎年９月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。2025年３月期以降の当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年２回を基本的な方針としております。

当期の期末配当金は、当該方針に基づき、2025年５月19日開催の取締役会において、１株当たり25円とすることを決議いたしました（支払開始日：2025年６月５日）。

なお、2024年９月30日を基準日として１株につき25円の中間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、中間配当金25円と期末配当金25円を合わせた１株当たり50円となりました。

［ご参考］年間配当金の状況

決算期	１株当たり年間配当額（円）
第11期（2025年３月期）当期（注）１	50
第10期（2024年３月期）	48　（注）２
第 ９期（2023年３月期）	42　（注）２

（注）1. 当期において、配当金総額と自己株式取得額の合計が当期純利益に占める割合（いわゆる総還元性向）は71.1%であります。

2. 2024年１月１日付で実施した株式分割について、2023年３月期の期首に実施したと仮定して、１株あたり配当額を算定しています。

3. 当期を含む過去３年間の当期純利益（連結）の合計額に対して、当期を含む過去３年間の配当金総額が占める割合は37.5%、当期を含む過去３年間の配当金総額と自己株式取得額の合計額が占める割合（３年間累計でのいわゆる総還元性向）は45.1%であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**126,290**	**流動負債**	**31,271**
現金及び預金	72,837	買掛金	11,936
売掛金	31,609	未払金	4,597
製品	6,388	未払費用	7,412
仕掛品	10,650	未払法人税等	3,361
未収入金	866	その他	3,965
前渡金	2,108		
前払費用	1,800	**固定負債**	**1,995**
その他	32	資産除去債務	350
		その他	1,645
固定資産	**44,022**		
有形固定資産	**22,338**	**負債合計**	**33,266**
建物及び構築物	2,462	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	65	**株主資本**	**135,237**
工具、器具及び備品	19,667	資本金	32,971
建設仮勘定	144	新株式申込証拠金	46
無形固定資産	**14,408**	資本剰余金	32,971
技術資産	12,373	利益剰余金	74,252
その他	2,035	自己株式	△5,003
投資その他の資産	**7,276**		
投資有価証券	0	**その他の包括利益累計額**	**1,809**
繰延税金資産	6,124	為替換算調整勘定	1,809
その他	1,152		
		純資産合計	**137,046**
資産合計	**170,312**	**負債純資産合計**	**170,312**

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**188,535**
売上原価		**84,616**
売上総利益		**103,919**
販売費及び一般管理費		**78,919**
営業利益		**25,000**
営業外収益		
受取利息	405	
その他	41	446
営業外費用		
為替差損	250	
その他	78	328
経常利益		**25,118**
特別利益		
固定資産売却益	1,790	1,790
特別損失		
減損損失	1,531	1,531
税金等調整前当期純利益		**25,377**
法人税、住民税及び事業税	5,175	
法人税等調整額	602	5,777
当期純利益		**19,600**
親会社株主に帰属する当期純利益		**19,600**

（注）金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸 借 対 照 表

(2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**113,148**	**流動負債**	**29,213**
現金及び預金	55,514	買掛金	13,058
売掛金	35,890	未払金	4,951
製品	6,388	未払費用	6,434
仕掛品	10,650	未払法人税等	3,279
前渡金	2,108	その他	1,490
前払費用	1,613		
未収入金	955	**固定負債**	**300**
その他	27	資産除去債務	300
固定資産	**44,450**		
有形固定資産	**20,357**	**負債合計**	**29,514**
建物	848	(純資産の部)	
機械及び装置	0	**株主資本**	**128,085**
工具、器具及び備品	19,364	**資本金**	**32,970**
建設仮勘定	143	**新株式申込証拠金**	**45**
無形固定資産	**14,381**	**資本剰余金**	**32,970**
技術資産	12,373	資本準備金	32,970
その他	2,008	**利益剰余金**	**67,101**
投資その他の資産	**9,711**	その他利益剰余金	67,101
投資有価証券	0	繰越利益剰余金	67,101
関係会社株式	2,704	**自己株式**	**△5,003**
繰延税金資産	5,952		
その他	1,053	**純資産合計**	**128,085**
資産合計	**157,599**	**負債純資産合計**	**157,599**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年４月１日から
2025年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**187,714**
売上原価		**84,525**
売上総利益		**103,189**
販売費及び一般管理費		**81,230**
営業利益		**21,958**
営業外収益		
受取配当金	1,455	
その他	76	1,531
営業外費用		
為替差損	214	
その他	61	276
経常利益		**23,213**
特別利益		
固定資産売却益	1,789	1,789
特別損失		
減損損失	1,530	1,530
税引前当期純利益		**23,473**
法人税、住民税及び事業税	4,911	
法人税等調整額	598	5,510
当期純利益		**17,963**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月15日

株式会社ソシオネクスト
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	剣　持　宣　昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増　田　晋　一

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ソシオネクストの２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソシオネクスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月15日

株式会社ソシオネクスト
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　剣　持　宣　昭
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　増　田　晋　一

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ソシオネクストの２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第１１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、 計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月15日

株式会社ソシオネクスト　監査等委員会

監査等委員　市　川　育　義 ㊞

監査等委員　米　田　紀　子 ㊞

常勤監査等委員　池　本　守　正 ㊞

以　上

[ご参考] 当社グループのビジネスモデル

半導体市場の中のカスタムSoC市場

当社グループは、ロジックICの中でも特定用途向けの「カスタムSoC」を手掛けております。

- 半導体
  - メモリ
  - アナログIC
  - ロジックIC
    - 特定用途向け製品
      - ASSP
        Application Specific Standard Product の略語であり、分野やアプリケーションを限定して、機能／目的を特化させた大規模集積回路の総称
      - **カスタムSoC**
        特定の顧客向けに複数機能の回路を1つにまとめた集積回路の総称
        3つのビジネスモデルが存在
        - ➤ 従来型ASIC
        - ➤ **ソリューションSoC**（新しいビジネスモデル）
        - ➤ ASSPをベースにカスタマイズされたASIC
    - 汎用ロジック
  - ・・・

＜当社の注力分野＞

オートモーティブ

データセンター／ネットワーク

スマートデバイス

インダストリアル

ソリューションSoCビジネスモデルの特徴

1. 設計フローの上流(SoCのアーキテクチャ・仕様設計)までカバー
   ▼
   自社でSoCの上流設計を行う能力を持たない顧客にもカスタムSoCを提供

2. ASSP事業からの制約なく最適な技術の組み合わせが可能
   ▼
   顧客にとって最適なSoCの提供が可能

3. SoC含め最適なシステム・サービスを理解
   ▼
   顧客の求める最適なシステム・サービスを実現するSoCの提供が可能

ビジネスモデルごとのカスタムSoC設計フローの違い

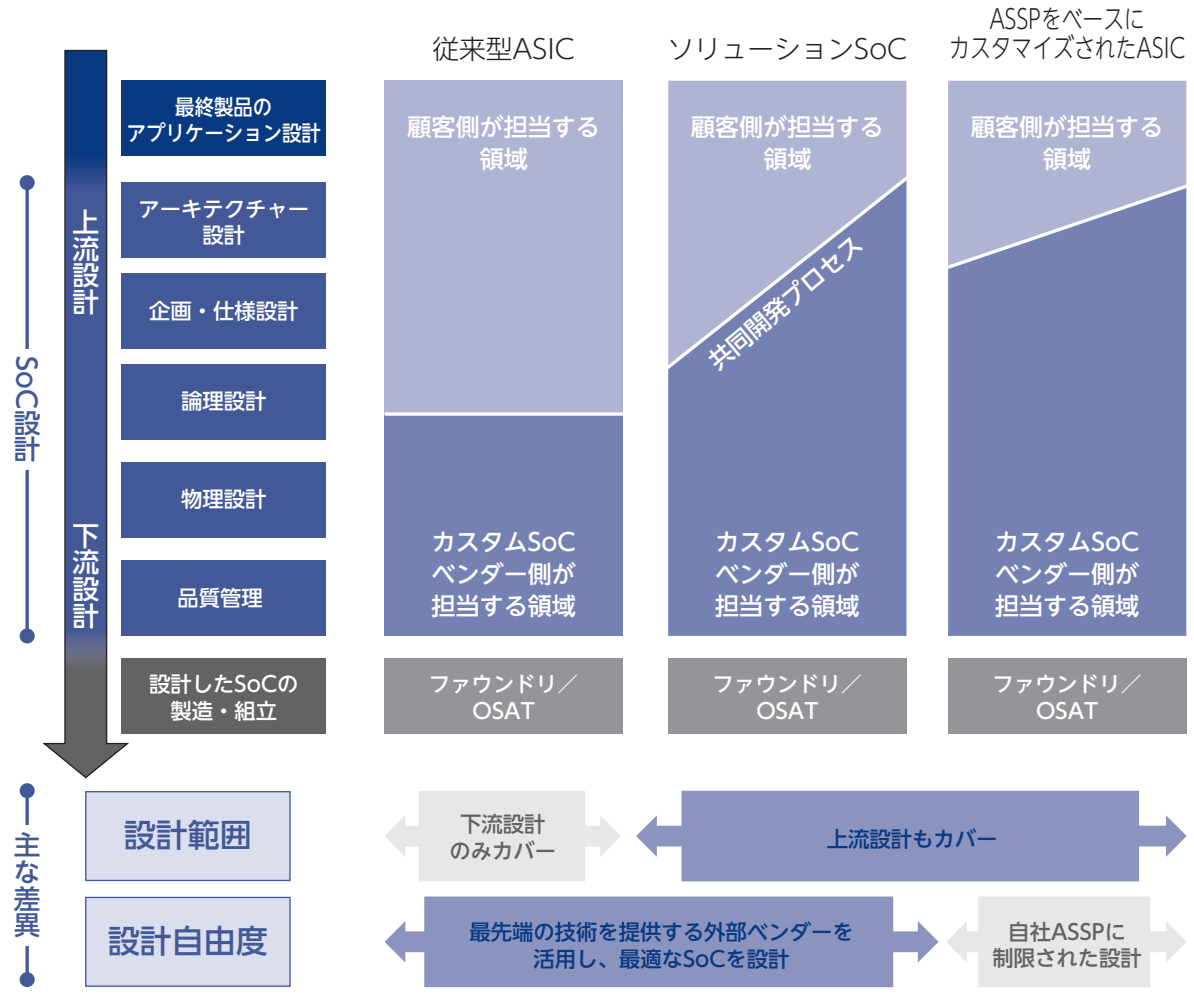

［ご参考］半導体業界で使用される主な用語のご説明

（アルファベット順、五十音順で記載）

用語	説明
ＡＤ／ＡＤＡＳ	自動車の自動運転（Autonomous Driving）および先進運転支援システム（Advanced Driving Assistant System）の略語。
ＩＰ	Intellectual Propertyの略語。半導体を構成するための部分的な機能単位でまとめられている回路情報であり、外部から購入する調達ＩＰと自社で開発を行う自社ＩＰとに分けられる。
ＮＲＥ売上	Non-Recurring Engineering 売上の略語。製品の量産化前の開発段階において顧客から受け取る売上のことをいう。ＮＲＥ売上は、人件費、ＩＰ、設計ツール、レチクル、試作品製造等といった、開発段階で発生する設計開発コストに対応し、通常、開発のマイルストーン進捗に応じて複数回にわたって計上される。
ＯＳＡＴ	Outsourced Semiconductor Assembly and Testの略語。半導体製造の後工程（組立・テスト）の受託を専業とする企業。
ＳＣＭ	サプライチェーンマネジメント（Supply Chain Management）の略語。製造する製品の部材調達から設計、製造、そして物流を経て、最終的にエンドユーザーの手に渡るまでの流れを統合的に見直し、全体の効率化と最適化を実現するための経営管理手法。
ＳｏＣ	System on chipの略語。ある装置やシステムの動作に必要な複数の機能を、一つの半導体チップに実装したもの。
システムアーキテクチャー	半導体が搭載されるシステム全体の設計図や構造のこと。
チップレット	複数の半導体チップをブロックのように組み合わせ一つのチップのように扱い、半導体製造の前工程におけるプロセス技術の微細化だけに頼らず、より高度な機能や性能を実現する半導体のパッケージング技術の一つ。
テストボード	評価ボードとも呼ばれ、半導体チップなどの製品を試用して評価を行うために作成・提供される、動作に必要な周辺チップや回路、端子などを搭載したプリント基板。
テープアウト	半導体の設計工程を完了し、回路情報を転写するためのレチクル製造工程に移る段階。
デザインメソドロジー	半導体を設計・開発するためのツールなどを含む一連の半導体設計手法。
半導体エコシステム	半導体の設計、開発、製造を支える複数の半導体関連企業が連携するビジネス関係の構造。
パッケージング技術	半導体の製造工程のうち後工程と呼ばれる半導体チップを外部から守るパーツで保護し、かつ電気的に接続するための工程における技術。
ファウンドリー	半導体製造の前工程の受託を専業とする企業。
レチクル	半導体の製造工程で使用され、設計した回路情報をシリコンウエハに露光装置を通して転写するためのガラス基板。

定時株主総会　会場ご案内図

会場　　新横浜プリンスホテル　４階「若菜」
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目４番地

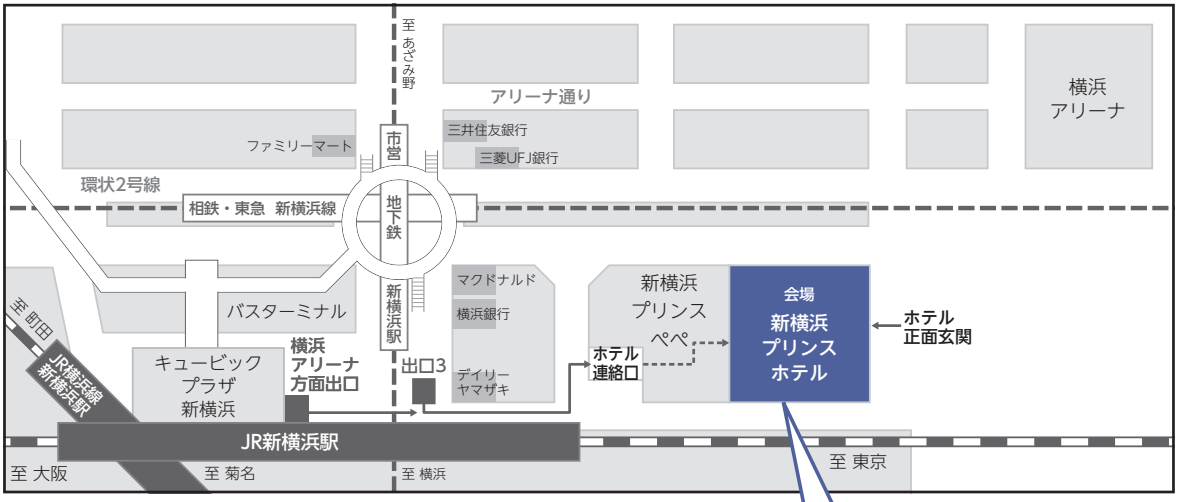

交通　■ＪＲ 新横浜駅

横浜線「北口」から徒歩２分
東海道新幹線「東口」または「西口」から徒歩２分
※「横浜アリーナ方面出口」へとお向かいください。

■横浜市営地下鉄ブルーライン 新横浜駅
相鉄・東急新横浜線 新横浜駅

「出口３」から徒歩２分

※株主総会のお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

フロア詳細図

エスカレーターにて4階へお上がりください

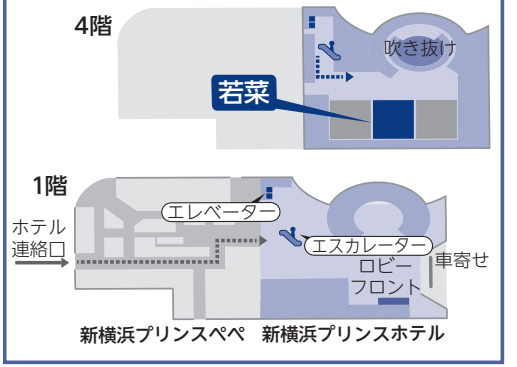

socionext

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

ユニバーサルデザイン（UD）の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。